

令和4年9月26日
役員会決定

北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針

科学技術・イノベーションを創出していくためには、オープンサイエンスを原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を推進していく必要がある。同時に、近年の研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境となる基盤の価値が損なわれる懸念や科学者（※）が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、国際協力及び国際交流を進めていく上で不可欠となっている。

「[北海道大学における科学者の行動規範](#)」では、“科学・技術の発展と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提としてはじめて社会的認知を得ることができる。それゆえ、科学者は研究活動においてその透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たすとともに、厳しく高い倫理観を要求されていることを常に自覚しなければならない。”と掲げている。

また、「[北海道大学行動規範](#)」では、“大学が果たすべき役割は、国際化と社会的要請に応えるものとして、ますます多様化”しており、北海道大学人が守るべきこととして“倫理・コンプライアンスの徹底”を求めている。

これらのことを踏まえ、「[北海道大学憲章](#)」を構成する上記の行動規範に基づき、科学者及び本学における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保するため、以下の基本方針を定める。

1. 科学者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくため、本学及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行う。
2. 本学は、所属する科学者の研究インテグリティを確保するための体制を構築し、必要な情報の申告を受けるとともに、適切なマネジメントを行う。特に、軍事・防衛を所管する国内外の機関等との研究の取扱いについては[別に定める](#)。
3. 研究資金配分機関等から研究インテグリティの確保に係る要請等が行われた際は、科学者と関係する職員が協力し、関係法令及び学内諸規定等を遵守し、適切に対応する。

※科学者とは：「[北海道大学における科学者の行動規範](#)」に定義されている研究者、専門職業者を指し、教職員だけでなく本学に所属し研究活動を行う全ての者を対象とする。